

第1章 共に支えあって暮らすために

1 啓発・広報

現状と課題

2016（平成28）年7月に神奈川県相模原市の障がい者支援施設において、元施設職員により多数の施設入所者が殺傷されるという大変痛ましく許しがたい事件が発生しました。

この事件により障がいや障がいのある人に対する誤った認識が広がるようなことは、決してあってはなりません。また、これまで障がい者支援施設等では地域の人たちとの交流や活動を通じて、地域とともに歩む取組を進めてきましたが、今回の事件で、障がいのある人や施設が地域で孤立することもあってはなりません。

また、大阪市内でも障がい者への理解不足などによる差別事象も起こっており、市民・事業者・地域で活動する多様な主体など、すべての人に障がいや障がいのある人への正しい理解を持っていただくことが大切です。

2016（平成28）年4月に「障害者差別解消法」が施行されましたが、現在も障がいや障がいのある人に対する理解不足から、店舗への入店拒否や住宅を借りる際の入居拒否、就労における差別など、様々な分野において差別が見られます。

大阪市では、市民が「人権が尊重されるまち」になったと実感できる、住んで良かったと誇りを持って語れる「国際人権都市大阪」をめざし、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」を策定しています。その中で「人権教育・啓発」を「人権が尊重されるまち」へ導くための原動力（エンジン）と位置づけ、継続的・総合的に推進しています。

すべての市民は障がいの有無にかかわらず、基本的人権を持ったひとりの人として尊重されなければなりません。障がいを理由として分け隔てられたり、排除されることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共に住民として地域で生活することができる社会

を実現するため、本計画の基本方針について市民の理解を深めるために今後とも積極的な啓発・広報活動が必要です。

特に精神障がいのある人は、精神疾患によって日常生活活動がうまくいかないことや社会参加が妨げられることもあり、精神障がいに対する理解が進まなかつたことから、現在も根強い差別と偏見の対象になっています。そのため、多くの精神障がいのある人が不安を持つという状況もあります。精神障がいの原因となる精神疾患は誰もがかかる可能性のある「こころの病」であり、すべての人が自らの問題として正面から向き合い、正しい知識を持ち理解を深め、精神障がいのある人が地域で安心して生活できる地域づくりに努めていく必要があります。

学校等においても、障がいのある子どもに対するいじめや人権侵害の事象について、早期発見・早期対応に努めるなど、その解決のための取組が必要です。

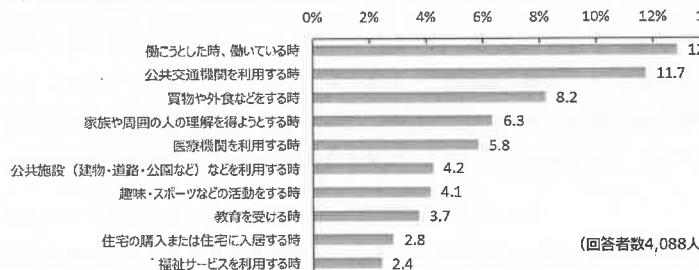
また、感染症や難病についての誤った知識により、差別や偏見が存在しているという事実があり、正しい知識の普及・啓発をさらに推進していく必要があります。

発達障がいについて、2011（平成23）年の「障害者基本法」改正により、同法の対象として明記されました。また、2016（平成28）年8月には改正「発達障害者支援法」が施行され、発達障がいのある人の支援は「社会的障壁」を除去するために取り組まなければならないことが基本理念として明記されました。発達障がいは、特徴の現れ方が一人ひとり異なり、周囲の理解を得にくいことから、今後も、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、正しい理解と適切な支援を広めるための取組が必要です。

「身体障害者補助犬法」が施行されてから10年以上が経過し、社会の理解は徐々に進んでいますが、不特定多数の方が利用する民間施設においては未だに補助犬の同伴拒否事例があり、苦情相談が寄せられています。引き続き、補助犬の施設等への受入れが進むよう、普及啓発が必要です。

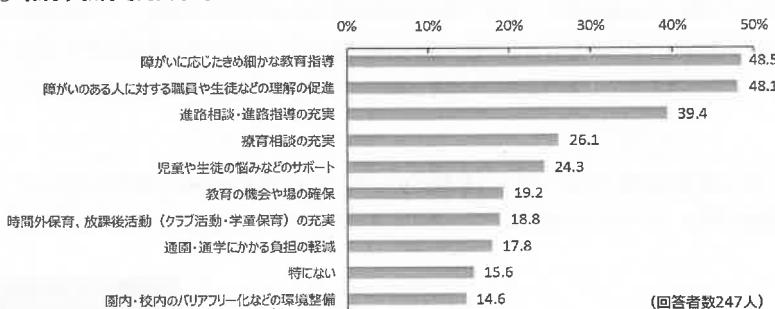
○ 障がいを理由に不快（差別）や不便さを感じた場面【複数回答】（障がい者本人用調査票）

(上位 10 項目のみ掲載)



様々な場面において、障がいを理由に不快（差別）や不便さを感じたと回答されており、障がいや障がいのある人に対する理解の促進とともに、必要な配慮が求められています。

○ 保育や教育で充実してほしいこと【複数回答】(障がい者本人用調査票)



「障がいのある人に対する職員や生徒などの理解の促進」を回答された方が多くなっており、障がいのある人に対する理解促進のための啓発活動が求められています。

○ 障がいを理由とした差別や偏見をなくすために必要と思うこと【自由記述】

(障がい者本人用調査票)

「もっと学校での理解を深めてもらいたいです。」、「自立支援医療だけの人に対する社会全体の理解度が低すぎる。この事について、行政から企業に対して啓発活動を推進していただきたい。」、「社会に対しての啓発活動、理解をよろしく御願します。」、「インクルーシブ教育の充実。こどもたちは自然に学んでくれる。学校の先生の教育→先生が保護者に啓発」、「どんな人でも、見聞きできる媒体などに当り前のように障がい者の日常があれば、多くの人の理解を深めることができるのでないかと考えます。」などの意見があり、こどもの頃から理解の促進を図ることや、幅広く啓発・広報を行うことなどが求められています。

(課題)

- ① 啓発・広報の推進
 - ア 啓発の充実
 - イ 広報の充実
 - ② 人権教育・福祉教育の充実

施策の方向性

(1) 啓発・広報の推進

ア 啓発の充実

- ・ 障がいのある人等が快適で安全に生活できるまちづくりをめざした「ひとにやさしいまちづくり」の取組が効果的に発展していくよう、民間事業者の認識と理解を高めるとともに、市民意識の高揚を図っていくための啓発に取り組みます。
- ・ 「障がい者週間」(12月3日～9日)を中心とした啓発活動においても、広く市民の参加を求め関係者が協力し、より効果的な啓発となるよう内容の充実に努めます。
- ・ 障がいを理由とする差別の現状や「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえて、市民や事業者、地縁団体やボランティア団体、NPO、社会福祉法人等など、地域のさまざまな活動主体に対し、法制度及び障がいや障がいのある人に対する理解を深められるよう、啓発活動に取り組みます。
- ・ 精神障がいのある人に対する誤解や偏見の解消のため、広報誌等の活用や精神障がいのある当事者を交えての精神保健市民講座の開催など、様々な啓発活動に取り組みます。
- ・ 広く市民に難病に対する理解を得るため、各区保健福祉センターに啓発媒体を設置するとともに、大阪市主催のイベント等の機会を活用し、パネル展示を実施するなど啓発に努めます。
- ・ H I V陽性者及びハンセン病回復者等感染症に対する偏見・差別を解消するために、ホームページ・パンフレット等の充実を図り、市民への正しい知識の普及啓発に努めます。また、各関係先への健康教育や研修の実施により、H I V感染症に関する理解の促進に努めます。
- ・ 発達障がいに対する正しい理解の促進を図るために、「世界自閉症啓発デー」(4月2日)、「発達障がい啓発週間」(4月2日～8日)を中心に関係機関・団体と連携し、一層の啓発に努めます。また、発達障がい者支援センター（エルムおおさか）において

ても、啓発講座や親支援講座の開催、ホームページを通じた啓発など、様々な機会をとらえ発達障がいについての情報提供や理解促進に努めます。

- ・ 外見からはわからなくても援助や配慮を必要としていることを周りの方に知らせることで、援助が得やすくなる「ヘルプマーク⁸」の普及を大阪府と連携して進めます。
- ・ 市民や企業等を対象として様々な障がいの特性について理解する「あいサポート」を養成するとともに、「あいサポート企業（団体）」の認定を行うなど、障がいのある人が困っている様子を見かけたら、必要な声掛けや、配慮を行う「あいサポート運動⁹」の取組を進めます。
- ・ 障がいのある人の地域での生活を支援する「障がいのある方のための各種マーク」について、ホームページやパンフレット等を用いて一層の普及を図ります。
- ・ 啓発事業の推進にあたっては、市民団体や市民、地域団体（地域活動協議会等）と協働して、取組を進めます。
- ・ 補助犬の受け入れについて、ポスター、パンフレット、ステッカー等を活用し、関係機関と連携をとりながら、普及啓発に努めます。
- ・ 障がい者スポーツや文化活動の振興を通じて、障がいや障がいのある人への理解を深めるよう取組を進めます。

イ 広報の充実

- ・ テレビ・ラジオや広報紙・誌等のマスメディアを活用するなど、多様な機会の創出を図り、障がいのある人に対する認識や理解の促進を図るための広報を行います。
- ・ 様々な機会をとらえ、パンフレット等の作成やホームページ・S N S等の活用により、障がいのある人が関係する事業についての紹介を積極的に行います。

⁸ 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成されたマークのことです。

⁹ 様々な障がいの特性を理解し、障がいのある人に温かく接するとともに、障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくる運動です。

(2) 人権教育・福祉教育の充実

- 各学校園において、障がいのある子どもに対するいじめ・虐待が発生しないよう、障がいの理解をはじめ、周りの子どもとのより良い関係づくりを進めます。
- 障がいや障がいのある人に対する認識と理解を子どもの頃から深めるため、学校教育においては、「大阪市教育振興基本計画」に基づき、施策や教育実践、研究の充実を図ります。また、市民を対象とした各種講習会を幅広く開催し、人権教育・福祉教育の充実に努めます。
- 子どもの頃から「福祉のこころ」を育む事業として、小中学生地域福祉学習事業を実施し、作成したリーフレットや福祉読本を教育現場において活用して福祉の大切さを学ぶ機会を提供します。

2 情報・コミュニケーション

現状と課題

「障害者基本法」の主旨を踏まえ、コミュニケーション・情報収集等の保障は、障がいがあることによりコミュニケーションが困難な人たちが、地域で生活するうえで重要なことであり、自己選択・自己決定を推進する観点からも、障がいの状況や特性に応じた支援が必要です。

2016（平成 28）年度に「全国手話言語市区長会¹⁰」が設立されて以降、手話言語条例等を制定する動きが全国に拡大しています。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画が示されたことに伴い、大阪市としても計画に基づく取組が求められています。

大阪市では、2016（平成 28）年1月に施行した「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」に基づき、2017（平成 29）年3月に「大阪市手話に関する施策の推進方針」を策定しており、手話が言語であるという認識に基づき、手話を必要とするすべての人が手話を通じて容易に必要な情報を取得し、十分なコミュニケーションを図ることのできる社会の実現が求められています。

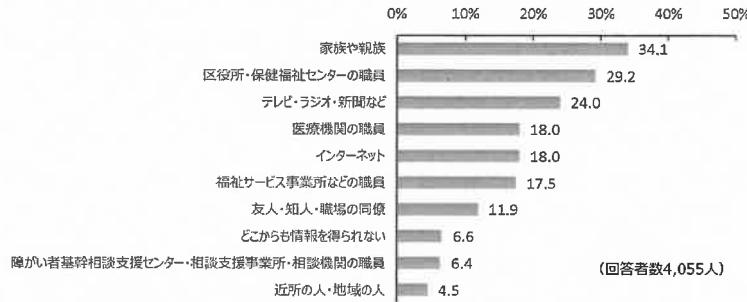
障がいを理由とする差別の解消のため、大阪市においても職員対応要領に沿って、障がいのある人が求める配慮に対し適切に対応できるよう、引き続き、全庁的な取組を推進していくかなければなりません。

¹⁰ 手話言語条例等の制定を全国に拡大するための取組を進めるとともに、各自治体における手話に関する施策展開の情報交換等を行うため「全国手話言語市区長会」が設立されました。

◆◆◆◆◆◆◆◆2019（令和元）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆

○ 福祉に関する情報の入手源【複数回答】（障がい者本人用調査票）

(上位10項目のみ掲載)



「家族や親族」「区役所・保健福祉センターの職員」等のほか、「テレビ・ラジオ・新聞など」「インターネット」を回答された方も多数おられ、様々な手段で情報を発信していく必要があります。

(課題)

① わかりやすい情報発信とコミュニケーション支援の充実

ア 多様な情報提供

イ コミュニケーション・情報収集に関する支援の充実

ウ 情報バリアフリーの推進

施策の方向性

(1) わかりやすい情報発信とコミュニケーション支援の充実

ア 多様な情報提供

- ・ 障がいのある人が利用できる施策・サービスの情報や地域での生活に必要な情報について、障がいの状況や特性に応じて、わかりやすく活用しやすい形で提供します。
- ・ 障がいがあることにより情報を入手することが困難な人について、対象者の状況及びニーズ並びに障がいの特性に応じて、音声読み上げソフト、音声認識翻訳ソフト、タブレット端末を用いた遠隔手話通訳及びインターネット等、様々なICT¹¹を活用し、それぞれの障がいに適した情報提供を進めます。また、ルビやイラストなどを用いたわかりやすい表現手法の活用など、それぞれの障がいに適した情報提供を進めます。
- ・ タブレットやノートパソコン、電子黒板などのICTを活用した授業づくりを進めていく中で、障がいのある子どもへの支援のあり方についてさらに研究を進めます。
- ・ 国の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」に基づき、取り組むべき事項や課題ごとに、関係者間で連携して取り組む体制づくりの検討を進めます。

イ コミュニケーション・情報収集に関する支援の充実

- ・ コミュニケーション・情報収集の保障は地域で生活するうえで重要であり、自己選択・自己決定を推進する観点からも、障がいのある人が障がいの特性に応じた適切な情報の取得やコミュニケーションのための手段の選択が行える環境の整備に努めます。
- ・ 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者・要約筆記者の派遣、点訳や音声訳等による支援などを行う

¹¹ Information and Communication Technology の略。コンピューターやインターネットなどの情報通信技術のことです。

とともに、手話、要約筆記、点字、対面朗読、録音図書、コミュニケーションボード、電話リレーサービス¹²、NET119¹³などの普及や市民の理解の促進、さらには関係機関との連絡調整に努めます。

- ・「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」や「大阪市手話に関する施策の推進方針」の趣旨を踏まえて、手話が言語であるという認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及、手話による情報取得、手話による意思疇通の支援、手話を必要とする人への相談支援に関する施策を推進するとともに、これらが大阪市の施策全体に広がるよう、各所属がしっかりと連携して手話に関する施策の推進に取り組みます。
- ・また、大阪府と連携し、視覚と聴覚の重複障がいのある人に対応した触手話、指点字等のコミュニケーション手段の保障や理解の促進に努めるとともに、各分野で行われている講習会を支援し、人材の養成・確保に努めます。

ウ 情報バリアフリーの推進

- ・障がいのある人が情報通信機器を利用できる環境や利用技術を習得する機会の制約から新たな情報格差が生じることのないよう、また、ＩＣＴの活用により社会参加がより一層促進されるよう、情報に対するアクセスをはじめとした、情報バリアフリーの推進に努めます。

¹² きこえない・きこえにくい人ときこえる人を、オペレーターが“手話や文字”と“音声”を通訳することにより、電話で即時双方向につなぐサービスのことです。

¹³ 聴覚や発話に障がいのある人のための新しい緊急通報システムのことです。スマートフォン、携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く119番通報することができます。

第2章 地域での暮らしを支えるために

1 権利擁護・相談支援

現状と課題

障がいのある人も人格と個性を尊重し合いながら地域で共に生き、共に支えあう社会を実現するためには、障がいのある人すべてが必要な福祉サービスを安心して適切に利用できることが不可欠です。

サービス利用にあたっては、利用者である障がいのある人とサービス提供者とが対等な関係のもと、利用者の自己決定により行うことが重要ですが、サービスを利用するにあたり必要な情報の収集や判断に困難がある人もおられることから、サービス利用の支援と権利擁護、苦情解決の仕組みの充実が必要です。

障がいのある人の権利擁護の取組については、サービス利用の観点から成年後見制度¹⁴を活用した支援や、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行い、制度の利用を促進する必要があります。

2016（平成28）年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）」が施行され、成年後見制度の利用に関して、地域の関係機関等が適切に連携を図ることなどが求められています。

また、2017（平成29）年3月には「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」が示され、自らの意思を決定することに困難を抱える障がいのある人が、自らの意思が反映された生活が送れるよう、意思決定について支援することが求められています。

¹⁴ 知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分なひとに対し、法的に権限が与えられた後見人等が、本人の意思を確認しながら、生活状況や身体状況等も考慮し、福祉サービスの利用契約や適切な財産管理等を行うことで、その人の生活を支援する制度のことです。

福祉サービスを支える人材の確保は大変重要な課題です。大阪市としても、社会経済状況や制度の動向等を踏まえ、サービス基盤の確保・サービスの質の向上の視点から、福祉人材の確保・定着・育成のための対応を検討していくことが重要です。

相談支援については、2012（平成24）年度より区域における相談支援機関として、各区1箇所の区障がい者相談支援センターと、その統括・後方支援などを担う基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実を図ってきました。2018（平成30）年度からは区障がい者相談支援センターを基幹相談支援センターと位置付けるとともに、大阪市障がい者相談支援研修センターを設置し、区障がい者基幹相談支援センターをはじめ地域の相談支援事業所が効果的な支援を実施できるよう、スーパーバイザーの派遣や相談支援専門員に対する研修に取り組み、機能強化を図ってきました。

一方、指定相談支援事業所については、事業所数は増加しているものの、依然として報酬単価が低いことや基本相談について報酬上の評価がされていないことなどから、相談支援事業者からは一定の質を保ちながら事業を実施するのは困難であるとの声もあり、相談支援の提供体制としては十分とは言えない状況にあるため、量的・質的な確保が求められています。

また、国においては、障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じて整備する「地域生活支援拠点等」の整備を進めることとしています。大阪市においては、各関係支援機関が有機的に連携して障がいのある人の支援を行うため、連携の核となる相談支援機能のさらなる充実を進めるなど、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制の充実を図る必要があります。

さらに、障がいのある人の重度化・高齢化、引きこもりや、障がい者とその家族等が支援につながれないまま社会で孤立していく、いわゆる「8050問題」など、福祉課題がより複雑化・多様化・深刻化する中、複合的な課題を抱えた世帯では、障がい者本人に対する支援だけでなく、世帯に対し一体的に支援することが重要です。加えて、相談支援につながっておらず地域で孤立している世帯や、障がいのある人に対し、今後を見据えて適切な福祉サービスにつなげていくことも必要となっています。

そのため、障がいのある人の支援機関だけではなく、区社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関が持つ相談支援機能をつなげていくことが必要です。

2016（平成28）年8月には改正「発達障害者支援法」が施行され、発達障がいのある人やその家族等が、身近な地域で障がい特性に配慮した必要な支援が受けられるよう、地域の関係機関・事業所との連携強化や相談支援機能の充実が求められています。

発達障がいのある人に対して適切な支援を行うためには、発達障がいの診断等を専門的に行なうことができる医療機関等を確保することが重要です。

障がいのある人の地域における自立した生活を支援するため、市、区地域自立支援協議会を設置しており、区地域自立支援協議会においては、関係機関との連携によるネットワークの構築、困難事例や虐待防止への対応、地域移行に関する対応、災害時における対応などの課題への取組が必要とされています。また、市地域自立支援協議会では、区地域自立支援協議会のさらなる活性化に向けた仕組みづくりを進める必要があります。

2016（平成28）年4月には、「障害者差別解消法」が施行され、大阪市においても、区役所、区障がい者相談支援センター（現区障がい者基幹相談支援センター）、地域活動支援センター（生活支援型）及び大阪市人権啓発・相談センターに「事業者等による障がいのある方への不当な差別的取扱い等に関する相談窓口」を設置し、障がいを理由とした差別に関する事案などの相談に対応しています。

障がいのある人もない人も互いに尊重し、差別のない共生できる地域社会を実現するためには、市民、事業者に対して法制度や障がいへの理解を深める啓発活動とともに、相談窓口での的確な対応が重要です。

また、差別解消を効果的に推進するため、「大阪市障がい者施策推進協議会」の専門部会として「障がい者差別解消支援地域協議部会」を設置し、相談機関が対応した事例等の共有や実効性のある取組に関する協議を進めています。

大阪府では、「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」が改正され、大阪市域を含む大阪府内において、事業者による合理的配慮の提供が義務化されるなど、紛争事案の解決等がより円滑に進められることとなりました。

大阪市としては、障がいを理由とする差別の解消のために、引き続き、関係機関と連携して事業者への周知啓発など効果的な取組を進めていかなければなりません。

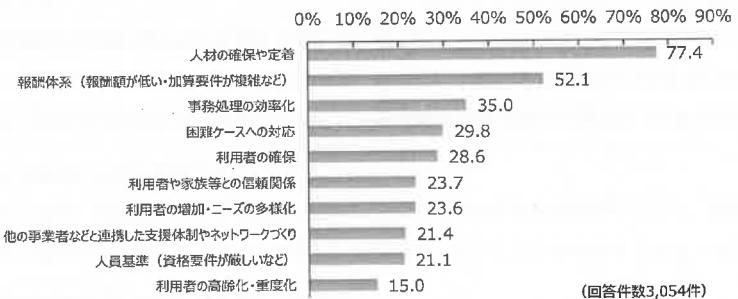
2012（平成24）年10月に施行された「障害者虐待防止法」に基づき、障がいのある人に対する虐待に対応しており、2019（令和元）年度については虐待の通報及び届出が636件（養護者による虐待520件、施設等の従事者による虐待105件、使用者による虐待11件）、実際に虐待と判断した件数が76件（養護者による虐待53件、施設等の従事者による虐待23件、使用者による虐待0件）となっています。

障がいのある人に対する虐待を早期に発見し、適切な対応を行うことができるよう、また未然防止について、引き続き関係機関が連携して取り組んでいく必要があります。

◆◆◆◆◆◆◆◆2019（令和元）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆

○ 提供しているサービスの課題【複数回答】（サービス事業者調査票）

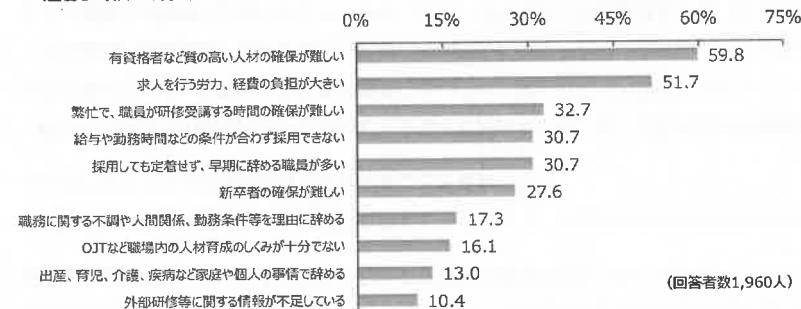
（上位10項目のみ掲載）



「人材の確保や定着」が77.4%と多数を占めており、サービス提供事業者において人材の確保・資質の向上が大きな課題となっています。

○ 人材確保・定着・育成に対する課題【複数回答】（サービス事業者調査票）

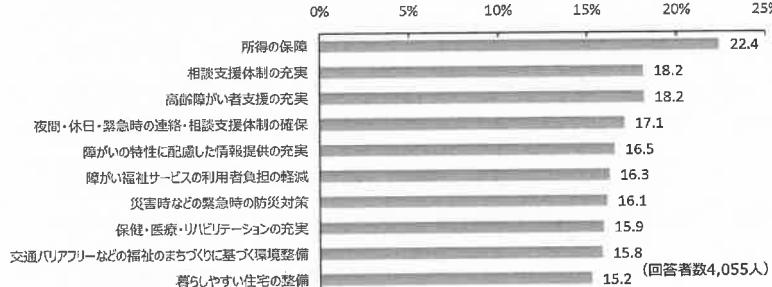
（上位10項目のみ掲載）



「有資格者など質の高い人材確保が難しい」「求人を行う労力、経費の負担が大きい」が50%以上となっており、人材確保及び、求人を行う労力の負担が大きくなっていることがうかがえます。

○ 障がい者施策全般に望むこと【複数回答】(障がい者本人用調査票)

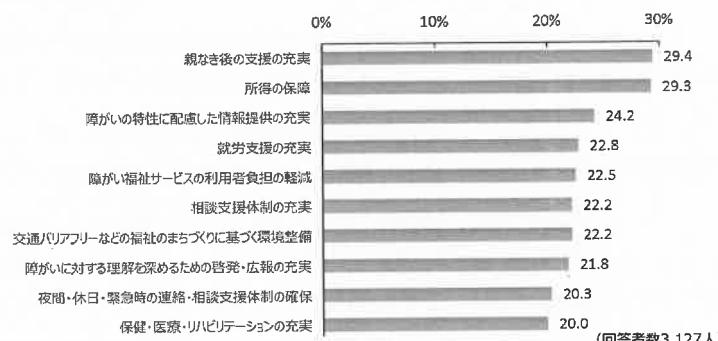
(上位 10 項目のみ掲載)



障がい者施策全般に望むことでは、「相談支援体制の充実」を回答された方が 18.2%、「夜間・休日・緊急時の連絡・相談支援体制の確保」を回答された方が 17.1%と多数おられ、地域での暮らしを支える相談支援体制の充実が求められています。

○障がい者施策全般に望むこと【複数回答】(障がい者家族用調査票)

(上位10項目のみ掲載)



ご家族への調査では、「親なき後の支援の充実」「障がい特性に配慮した情報提供の充実」「相談支援体制の充実」と回答された方がおられ、将来を見据えて適切な福祉サービスにつなげることが必要です。

(課題)

① サービス利用の支援

- ア 福祉サービスの適切な利用
 - イ 人材の確保・資質の向上
 - ウ 成年後見制度の利用の促進

② 相談、情報提供体制の充実

- ア 相談支援事業等の充実
 - イ 相談支援体制の強化
 - ウ 地域自立支援協議会の活性化

③ 障がいを理由とする差別の解消に向けた取組

- ア 相談対応力の向上
 - イ 障がい者差別解消支援地域協議部会との連携
 - ウ 他都市との連携

④ 虐待防止のための取組

- ア 障がい者虐待の防止のための啓発
 - イ 養護者等による虐待への対応
 - ウ 障がい者福祉施設従事者等による虐待への対応
 - エ 使用者による虐待への対応
 - オ 関係機関の連携体制の構築

施策の方向性

(1) サービス利用の支援

ア 福祉サービスの適切な利用

- ・ 福祉サービスを適切に利用できるよう、ホームページや区保健福祉センターの窓口等、様々な機会をとらえ、必要な情報を提供します。
 - ・ 障がいのある人の意思を尊重したサービス提供が行われるよう、集団指導の場等を

通じて「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用の促進を図ります。

- 事業者への指導・監査での改善指導を通じ、障がいのある人が必要なサービスをより適切に利用できるよう取り組みます。

イ 人材の確保・資質の向上

- 福祉サービスを支える人材の確保・資質の向上について、資格等を持ちながら職に就いていない方を対象とした復職に向けた研修や、事業者の求人・広報力の向上を目的とした研修等、福祉人材確保を支援する取組を実施していきます。
- 福祉・介護人材の確保のため、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等の取組を推進します。
- また、国や府との役割分担や制度の動向等も踏まえて対応について検討を進めるとともに、必要な改善策について強く国に要望を行います。

ウ 成年後見制度の利用の促進

- 「成年後見制度利用促進法」を踏まえ、判断能力が不十分であっても地域で安心して生活できるよう、地域の関係機関等が連携して、後見人とともに本人を支援する仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）の構築を進めます。
- 成年後見制度の理念の尊重や、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期の利用を念頭において普及啓発に努めます。
- 大阪市成年後見支援センターにおいて、市民の特性を生かし、地域において身近な立場で後見活動を行う「市民後見人」の養成や活動支援を行います。
- 福祉サービス利用援助、日常生活の金銭管理サービス等を行う「あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）」について、ニーズを見極めながら、地域に密着した事業展開を図るよう支援するとともに、成年後見制度への移行が必要な人が円滑に移行できるよう体制の整備を図ります。

（2）相談、情報提供体制の充実

ア 相談支援事業等の充実

- これまでの区障がい者相談支援センターを「区障がい者基幹相談支援センター」と位置づけ、複雑多様化する困難事例や、家族の高齢化など複合的な課題に対しても的確に対応するなど、区域における障がい者支援の相談窓口としての中心的な役割を果たすことができるよう、支援体制や専門性の確保などの機能強化に向けて取り組みます。
- 区障がい者基幹相談支援センターは、区保健福祉センターや地域活動支援センター（生活支援型）と連携して、相談支援事業所やサービス提供事業所、就業・生活支援センターとのネットワークを築き、区地域自立支援協議会の運営に中心的役割を果たすとともに、区域のサービス提供事業所等の状況を把握し、相談支援事業において適切に活用できるよう努めます。
- また、複合的な課題を抱える世帯に対しては、地域包括支援センターなど、他の施策分野における相談支援機関と連携し、適切な相談支援に努めます。
- 区障がい者基幹相談支援センターに主任相談支援専門員を配置する等、地域の人材育成や支援体制づくりに取り組みます。
- 区障がい者基幹相談支援センター及び地域活動支援センター（生活支援型）の相談支援従事者が専門性の高いケアマネジメントを実施できるよう、また、相談支援事業所のスキルアップに資するよう、相談支援専門員に対する研修の充実を図り、相談支援機能の質の向上に取り組みます。
- ピアカウンセラー等の当事者スタッフについても、相談内容に応じてピアの立場による相談・支援を担当し、障がいのある人の自立を進めます。
- 計画相談支援、地域相談支援、障がい児相談支援について、適切なサービス利用における相談支援事業者の確保に向けた取組を進めるとともに、報酬体系の抜本的な改善などを国に対して求めていきながら、相談支援体制の充実を図ります。

- 「地域生活支援拠点等」については、障がいのある人の重度化・高齢化や家族（支援者）の高齢化、「親なき後」に備え、市域の事業者どうしが連携して地域生活を面的に支援するため、課題を整理し体制を整備します。また、その機能の充実を図ります。

イ 相談支援体制の強化

- 区保健福祉センター、心身障がい者リハビリテーションセンター、こころの健康センター、こども相談センターなどの関係機関は相互の連携を深め、区障がい者基幹相談支援センター等の相談支援機関と連携して福祉課題に対応していきます。
- 既存の仕組みでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対して、区保健福祉センターが「調整役」となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催する等の取組により、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の充実を図っていきます。
- 見守り相談室¹⁵では、要援護者の名簿を整備し、その情報を地域に提供して見守りにつなげるとともに、福祉専門職員が孤立する世帯等を積極的に訪問し、地域の見守り活動や必要な福祉サービスへつなげるなど、地域の見守りネットワークの強化を図ります。また、複合的な課題を抱えている人については、必要に応じて「総合的な支援調整の場（つながる場）」を活用することにより、課題の解決に取り組みます。
- 障がいのある人の権利を擁護できるよう、人権啓発・相談センター、区役所において、引き続き人権相談に対応していきます。
- 発達障がいのある人とその家族が、身近な地域で適切な相談支援が受けられるよう、発達障がい者支援センター（エルムおおさか）による関係機関・事業所への啓発、研修、機関支援の充実に努めます。
- 地域における精神保健福祉相談の充実を図り、精神障がい者の複合的課題に対応するため、区保健福祉センターと地域活動支援センター（生活支援型）、区障がい者基幹相談支援センター間の連携強化を図ります。

¹⁵ 「自ら相談できない方」等を支援するため、区社会福祉協議会に見守り相談室を設置し取組を行っています。

- また、こころの健康センター、地域活動支援センター（生活支援型）は、精神障がいに係る困難ケースや地域移行等への対応について、相談支援事業所への専門的な助言・指導を行います。
- 区保健福祉センターにおいて難病患者、小児慢性特定疾病児、家族を対象に個別相談支援に取り組むとともに、特定医療費の支給認定業務を通じて「障害者総合支援法」に基づく給付の対象について周知を図るなど、必要な情報提供を行います。

ウ 地域自立支援協議会の活性化

- 市、区地域自立支援協議会は、障がいのある人の地域における自立した生活を支援するため、それぞれの圏域における関係機関や関係団体、障がい福祉サービス事業者や医療・教育・就業を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の相談支援体制の充実に向けた協議を行っていきます。
- 区地域自立支援協議会では、地域の実情に応じた取組が進められてきていますが、より一層活性化するよう、市地域自立支援協議会との連携を進めていきます。
- 市地域自立支援協議会では、区地域自立支援協議会のさらなる活性化を図るため、必要な助言や支援ができる体制づくりを行います。
- また、区地域自立支援協議会が集約を行った諸課題について、市地域自立支援協議会で施策の方向性の検討や取組を進められるような仕組みづくりを行います。

（3）障がいを理由とする差別の解消に向けた取組

ア 相談対応力の向上

- 「事業者等による障がいのある方への不当な差別的取扱い等に関する相談窓口」において、的確に相談対応ができるよう、対応力の向上に向けた窓口職員への研修を実施します。

- また、合理的配慮の提供¹⁶に関する事例を収集、分析し、より適切な対応が迅速にできるよう、わかりやすい窓口対応マニュアルの整備に取り組みます。

イ 障がい者差別解消支援地域協議部会との連携

- 引き続き、「障がい者差別解消支援地域協議部会」において、相談機関等が対応した事例等の共有や、差別解消のための取組についての分析、周知、発信等に関する協議を行います。
- また、相談事例から見えてきた傾向や課題などから効果的な取組を検討し、市民や事業者が府条例の改正趣旨を含めた法制度及び障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発につなげていきます。

ウ 他都市との連携

- 障がいを理由とする差別に関する相談事案には、市民が大阪市外の事業者から差別を受けた場合をはじめ、事業者が全国展開している場合など、市域外での対応が必要なことがあります。広域にわたる事案についても、迅速かつ適切な対応ができるよう、大阪府及び関係市町村と連携して対応します。

(4) 虐待防止のための取組

ア 障がい者虐待の防止のための啓発

- 虐待の防止、早期発見につながるよう、広く市民に対して啓発や広報を行っていきます。

イ 養護者等による虐待への対応

- 養護者等による虐待については、区保健福祉センターと区障がい者基幹相談支援センターが通報・届出窓口となります。

¹⁶ 障がいのある人から、「社会の中にあるパリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としている。」との意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

- 養護者からの虐待によって生命または身体に危険が生じており、緊急に分離が必要な場合には、区保健福祉センターが緊急一時保護等を行い、身体面での安全と精神的な安定を確保します。

- 区保健福祉センターや区障がい者基幹相談支援センターは、関係機関と連携し、養護者の介護負担の軽減や経済状態の改善等、家庭内の問題解消に向けて必要な支援を行います。
- 区保健福祉センターや区障がい者基幹相談支援センターにおいて、養護者による虐待に適切に対応できるよう、専門職による助言を行うなどの後方支援を行います。

ウ 障がい者福祉施設従事者等による虐待への対応

- 障がい福祉サービス事業者等に対しては、集団指導等において人権・権利擁護に関する研修を実施し、虐待の未然防止に努めるとともに、事業者指導・監査の取組を強めます。
- 虐待事案が発生した時には関係部局が連携し、各関係規定に基づき実態の把握から事業所の改善報告及び支援内容の改善に対する支援まで、迅速な対応を行います。

エ 使用者による虐待への対応

- 使用者による虐待についての通報等を受け付け、都道府県や労働局をはじめ市町村や関係機関等との連携及び情報共有を図りながら、障がいのある人の社会参加が円滑に進むよう、適切に対応を行います。

オ 関係機関の連携体制の構築

- 市及び区においては、高齢者虐待等への対応も含めた地域のネットワーク強化を図るため、虐待防止連絡会議の開催など、引き続き関係機関、関係団体との情報の共有化や連携強化を進めます。

2 生活支援

現状と課題

2013（平成25）年4月施行の「障害者総合支援法」については、法施行3年後の見直しとして2016（平成28）年6月に一部改正法が公布され、2018（平成30）年4月から新たなサービスとして「自立生活援助」や「就労定着支援」が創設されるとともに、入院中の医療機関における重度訪問介護の利用が一部可能となるなど、障がい福祉サービスの充実が図られています。

大阪市としては、サービスを必要とする方が安心して利用することができるよう、また恒久的でわかりやすい制度が構築されるよう積極的に国に働きかけていくとともに、新たな制度のもとで円滑にサービスが提供できる体制を整備していく必要があります。

障がいのあるこどもへの支援については、2018（平成30）年4月から新たに「居宅訪問型児童発達支援」が創設されるとともに、保育所等訪問支援の対象が拡大されました。また、障がい児福祉計画の策定が義務化され、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を図っていくことが求められています。

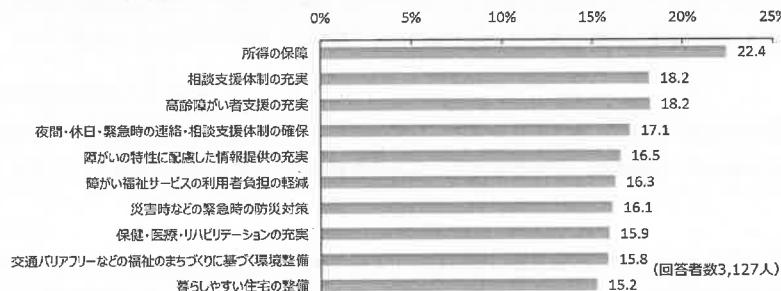
その一方で、児童発達支援や放課後等デイサービスは、提供される支援の内容が多種多样で、数は増えているものの、支援の質の観点からも大きな開きがあるとされていることから、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化が求められているところです。

加えて、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所は、関係機関・団体等と連携して、地域支援体制を構築していく必要があり、区地域自立支援協議会等に参加できる体制が求められています。

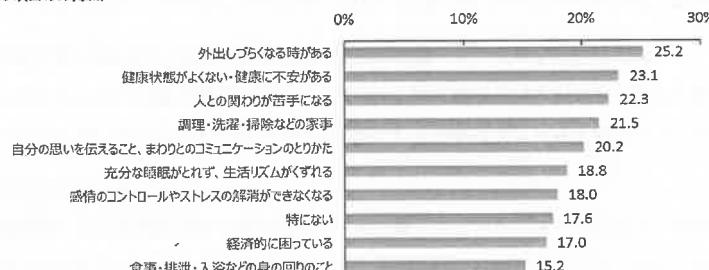
また、医療的ケア児及び家族（支援者）の身体的・経済的負担を軽減するために、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう短期入所事業等の充実を図るとともに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野が協働し、総合的に支援を行っていくことが求められています。

さらに、大阪市では2014（平成26）年度より地域に根差した支えあいを支援する事業として、高齢者と障がいのある人、子どもの福祉サービスを一体的に提供する地域共生型福祉サービスのモデル事業を実施してきましたが、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、2018（平成30）年度から共生型サービスが位置づけられたところです。今後も、障がいのある人が身近なところで適切なサービスを受けられるよう引き続き取り組んでいくことが必要です。

○ 障がい者施策全般に望むこと【複数回答】(障がい者本人用調査票)

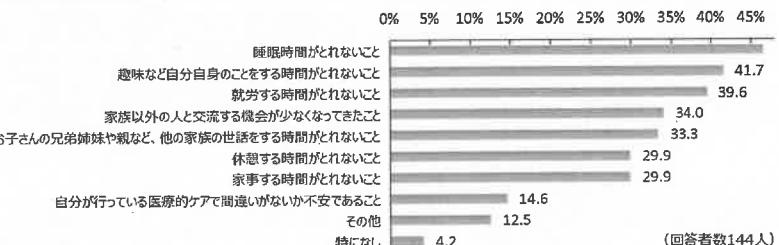


障がい者施策全般に望むことでは、「所得の保障」を望む方が最も多くなっています。



障がいによって困っていることでは、「調理・洗濯・掃除などの家事」を回答された方が 21.5%、また「食事・排泄・入浴などの身の回りのこと」を回答された方が 15.2%と多数おられ、地域における生活の支援が求められています。

○ 負担を感じていること【複数回答】(医療的ケア児基礎調査)



「睡眠時間がとれない」「趣味など自分自身のことをする時間がとれない」「就労する時間がとれない」など、身体的・経済的にも負担になっていることがうかがえます。

(課 題)

- ① 在宅福祉サービス等の充実
 - ア 訪問系サービス及び短期入所の充実
 - イ 福祉用具利用や住宅改造に関する相談事業の推進
 - ウ 所得保障の充実
 - ② 居住系サービス等の充実
 - ③ 日中活動系サービス等の充実
 - ④ 障がいのあるこどもへの支援の充実
 - ア 障がいのあるこどもへの支援の充実
 - イ 関係機関の連携した支援の推進

施策の方向性

(1) 在宅福祉サービス等の充実

- ・ 居宅介護をはじめとする訪問系サービスについては、個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズ把握を行いながら事業のあり方を検討し、推進を図ります

- ・ 2018（平成 30）年4月から入院中の医療機関における重度訪問介護の利用が一部可能となりましたが、今後も常時介護や医療的ケアなど利用者のニーズに応じた適切なサービス提供が行えるよう、国に対して重度訪問介護の対象拡大や報酬の見直しなどの必要な改善について働きかけていきます。
- ・ 移動支援事業については、障がい種別にかかわらず、外出支援のニーズに対応できるよう、国の責任において全国統一した基準を設けるとともに、自立支援給付に含めるよう制度の見直しや、十分な財源措置を講ずるよう国に要望していきます。
- ・ 短期入所については、利用を希望する人が必要な時に利用できるようにするために、サービス基盤の確保が必要であり、単独で短期入所事業所が運営できるように国に対し報酬改定を含む制度の見直し等を働きかけていきます。
- ・ また、介護者の疾病等の理由により居宅で介護が受けられないなどの緊急時への対応だけでなく、利用者の心身の状況等を勘案して必要に応じた利用が可能であることを周知していきます。
- ・ さらに、利用が必要な時に円滑に利用できるよう、サービスに係る情報提供等の仕組みづくりについて検討していきます。

イ 福祉用具利用や住宅改造に関する相談事業の推進

- ・ 個々の障がい状況や生活実態に適した福祉用具が入手しやすくなるよう、わかりやすい情報提供を行うとともに、品目の追加・見直しや基準の改定等について検討するなど、より効果的な給付に努めます。
- ・ 住宅の改造についての具体的な相談の実施及び改造費助成事業の推進を図ります。

ウ 所得保障の充実

- ・ 年金制度をはじめとした所得保障制度の充実及び無年金者への対応を強く国に要望します。

（2）居住系サービス等の充実

- ・ 「住まい」の場であるグループホームにおいては、障がいのある人一人ひとりの実情を踏まえた必要な支援が継続して受けられることで、障がいのある人が安心・安全に地域で暮らしていくことが可能となることから、制度の充実について、次のとおり国に対して引き続き要望していきます。
 - 経過措置とされているグループホームにおける個人単位でのホームヘルプサービス利用について恒久的な制度とすること
 - グループホーム利用者の居宅介護にかかる通院介助の回数制限を撤廃すること
 - 入院・外泊時や日中の支援に対する一定の評価を行うとともに、特に夜間支援体制において労働関係法規に即した職員配置を見込んだ適正な報酬の単価を設定すること
 - 医療的ケアのある障がい者、強度行動障がい者、高齢重度障がい者等、重度の障がいのある人に対する支援を十分に行えるよう、事業所の運営体制に配慮した適正な加算の創設及び報酬単価を設定すること
 - 生活保護・非課税世帯を対象とした上限月額1万円の家賃助成（特定障がい者特別給付費）について、「住まい」の選択を狭めることのないよう、負担軽減のために上限月額を引き上げること
- ・ グループホームの設置促進のため、引き続き、国の補助制度（新築）を活用した設置促進に努めます。
- ・ また、本市においては、国の補助制度の対象外である賃貸住宅等を活用した設置に対する整備補助等について、今後も引き続き実施していきます。
- ・ 都市部におけるグループホームに適した物件の確保の困難さに対応するため、市営住宅の活用を希望するグループホーム事業者に利用可能な住戸のマッチングについて、今後も引き続き実施し、より一層の設置促進に努めています。

(3) 日中活動系サービス等の充実

- ・ 生活介護については、送迎加算の拡充や医療的ケアが必要な重度障がいのある人の支援等に対応した適正な報酬単価の設定を国に対して働きかけていきます。
- ・ 自立訓練については、利用期間の設定が利用者のニーズに合わない等の理由から、利用の伸びが低調であり、利用しやすい制度となるよう事業内容の見直しを国へ働きかけるとともに、リハビリテーション加算の充実など適正な報酬単価の設定を国に対して働きかけていきます。
- ・ 就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援については、障がいのある人の就労を進めるうえで、重要なサービスであり、支援がより効果的に発揮できるよう、障がい者就業・生活支援センター等関係機関との連携強化に取り組みます。
- ・ 就労移行支援及び就労継続支援A型について、2015(平成27)年度に策定した就労系障がい福祉サービスアセスメント¹⁷シートの活用により、障がいのある人本人の希望を尊重し、それぞれの能力や適性に応じたより適切なサービス利用につながるように努めます。
- ・ さらに、就労継続支援A型については、適正な運営の確保を図るために2017(平成29)年4月に改正された指定基準やその取扱に係る国通知等を踏まえながら、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化に向けて取り組んでいきます。
- ・ 地域活動支援センターについては、障がいのある人への多様な日中活動のニーズに対応する社会資源として役割を果たせるよう制度の意義とあり方を検討するとともに、安定した運営ができるよう努めます。
- ・ 地域共生型福祉サービスのモデル事業の実績を踏まえ、新たに位置づけられた共生型サービスが適切に運営されるよう努めます。

¹⁷ アセスメントとは、障がい者本人や家族の主訴を聞きながら、希望する生活を実現するために本当に必要なものは何なのかを明らかにしていくプロセスのことです。

(4) 障がいのあるこどもへの支援の充実**ア 障がいのあるこどもへの支援の充実**

- ・ 児童発達支援センターが地域の障がい児支援の中核として、障がいの重度化・重複化や多様化に対する専門的機能を活かし、障がい児相談支援をはじめ児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービス提供事業者等と緊密な連携等、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する取組を進めます。
- ・ 児童発達支援や放課後等デイサービスについては、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」を踏まえながら、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化に向けて取り組んでいきます。
- ・ 保育所や幼稚園等における障がいのある子どもの積極的な受入れを支援するため、障がいのない子どもとの集団生活に適応するための専門的な支援を行う保育所等訪問支援について、適切な報酬単価となるよう国に対して働きかけ、一貫した支援の推進につなげます。
- ・ 障がいのあるこどもを早期に発見し、適切な支援を早期に受けることができるよう取り組むとともに、保護者やきょうだいなどの家族を含めた支援の必要性を踏まえた取組を進めます。
- ・ 発達障がいのあるこどもを対象とした専門療育機関や重症心身障がいのあるこどもを対象とした児童発達支援センターの確保、医療的ケアに対応したショートステイ事業の実施など、障がいの特性に配慮した療育支援を推進します。
- ・ 発達障がい者支援センター（エルムおおさか）によるペアレント・トレーニング等、家族への研修を充実することにより、発達障がいのあるこどもとその家族等の支援に努めます。
- ・ 障がい児入所施設に入所している児童が18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、支援体制の充実を図るとともに、福祉型障がい児入所施設における専門的な療育支援機能の確保に引き続き取り組みます。

- ・重症心身障がいのある子どもが身近な地域で支援を受けられるよう、主に重症心身障がいのある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、引き続き確保するとともに、適正な報酬単価となるよう国に対して働きかけていきます。
- ・強度行動障がいや高次脳機能障がいのある子どもの支援ニーズを把握し、障がい児通所支援等において適切な支援が行えるよう取り組みます。
- ・虐待を受けた障がいのある子どもに対して、障がい児入所施設において障がいのある子どもの状況等に応じたきめ細かな支援を行えるよう、職員配置基準の見直しや、適正な報酬単価への改善等を引き続き国に対して要望していきます。

イ 関係機関の連携した支援の推進

- ・乳幼児期、学齢期、学校卒業後のそれぞれについて、障がいのある子どもが利用する福祉サービスや支援機関は、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等と多岐にわたることから、各機関が連携し継続性をもってライフステージに応じた支援を行っていきます。
- ・医療的ケアの必要な障がいのある子どもに対する支援体制の充実に向けて、支援を総合的に調整するコーディネーターについて、保険、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の関係者が連携を図る協議の場において、発達段階に応じて求められる役割等の整理を行い、その人材の確保・養成に努めます。
- ・さらに、医療的ケア児や家族（支援者）が身近な地域で利用可能な、短期入所事業の実施を検討します。
- ・また、障がい福祉サービス事業所に対する医療的ケアに係る介護技術の向上を目的とした研修等の実施に努めます。
- ・障がいのある子どもやその家族等を支えるため、身近な相談支援機関や医学的診断・検査・運動発達評価を行う専門的機能を持った機関等がそれぞれの特性を活かして相談支援を実施します。

3 スポーツ・文化活動等

現状と課題

障がいのある人が豊かな地域生活を送るために、充実した余暇を過ごすことが重要であり、社会参加の機会の確保やスポーツ・文化活動の振興を図る必要があります。

「スポーツ基本法」においては「障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」とされています。

また、近年、障がい者スポーツにおける競技性の向上は目覚ましく、これまでの福祉の観点に加え、スポーツ振興の観点からも一層推進していく必要性が高まっており、国においては2014（平成26）年度から障がい者スポーツに関する事業が厚生労働省から文部科学省に移管され、障がい者スポーツを含めたスポーツ行政が一元化されました。

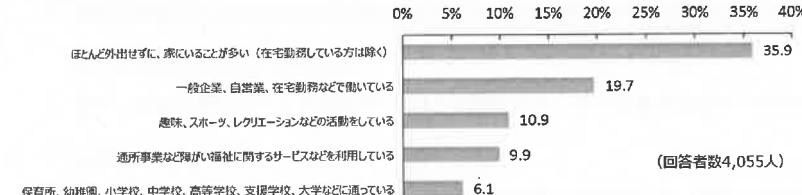
大阪市では、1974（昭和49）年5月にわが国で初めての障がい者専用のスポーツセンター（現長居障がい者スポーツセンター）を開設するとともに、関係団体等と連携して、障がい者スキー教室の実施、国際親善車いすバスケットボール大会の開催など、障がい者スポーツ振興のための様々な取組を進めてきました。その一方で、長居障がい者スポーツセンターでは開設後40年以上が経過し、施設の老朽化が著しいことから、障がいのある人が安心して利用できる環境を整備することが必要です。

今後、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の盛り上がりを契機に、スポーツ行政部署、障がい福祉部署、関係団体等が連携して、障がいのある人のスポーツ活動への参加をより一層促進することが必要です。その一方で、感染症拡大を予防するための「新しい生活様式」を考慮しながら、スポーツ関係の感染拡大予防ガイドライン等に基づく対策を講じつつ、障がいのある人もない人も誰もがスポーツと一緒に親しみ楽しめる機会づくりや環境づくりを行うなど、身近な地域でのスポーツ活動を推進していくことが重要です。

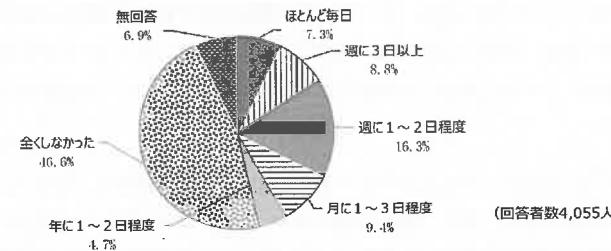
また、障がい者スポーツに加え、芸術・文化活動についてもあわせて振興を図り、障がいのある人の社会参加や障がいのある人に対する理解を促進していくことが重要であり、その支援が求められています。

○ 日中の主な活動【複数回答】(障がい者本人用調査票)

(上位5項目のみ掲載)



○ 1年間の運動やスポーツの程度【単一回答】(障がい者本人用調査票)



「ほとんど外出せずに、家にいることが多い」と回答された方が最も多く、引き続き社会参加の促進に取り組む必要があります。また、「趣味、スポーツ、レクリエーションなどの活動をしている」と回答された方は 10.9%、1 年間の運動の程度において、全くしなかったが 46.6%と最も多く、スポーツ・文化活動の振興を図る必要があります。

(課 題)

① スポーツ・文化活動の振興

ア スポーツ・文化活動への参加の促進

イ・ヌボーツ・文化活動の環境整備

白 フラージ・文化活動の推進

③ 地域での交流の推進

施策の方向性

(1) スポーツ・文化活動の振興

ア スポーツ・文化活動への参加の促進

- ・身近な地域でスポーツ活動に参加できる機会を確保するため、地域のスポーツセンターやプールなどのスポーツ施設について情報発信を積極的に行い、障がいのある人の利用促進を図ります。
 - ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を契機に、障がい者スポーツに対する市民の関心を高めるため、また、障がいのある人がスポーツを始めるきっかけづくりのため、障がい者スポーツに触れる機会を創出し、障がい者スポーツの振興を図ります。
 - ・芸術・文化に触れる機会を創出するため、文化施設の入場料割引などの優待制度の協力を求め、障がいのある人の芸術・文化活動への参加の促進を図ります。

イースポーツ・文化活動の環境整備

- ・ 舞洲障がい者スポーツセンター（アミティ舞洲）や長居障がい者スポーツセンターにおいては、障がいのある人が、その障がいの状況に応じて、気軽にスポーツに取り組めるよう、各種の教室を開催するとともに、障がい者スポーツの拠点施設として、地域のスポーツセンターやプールなどとの連携を強化し、さらなるスポーツ活動の普及を図ります。
 - ・ 障がいのある人に対してその状況に応じて適切にスポーツの指導ができる障がい者スポーツ指導員の養成やボランティアを育成します。また、各区のスポーツセンター・プールに障がい者スポーツ指導員等の配置を行うよう取り組みます。
 - ・ 障がいのある人が余暇を楽しみながら、人間関係を広め、社会参加の機会となるよう、障がいの状況やライフスタイルに適したレクリエーションの普及や多様化するスポーツ活動の支援を行います。また、障がいのある人もない人も誰もが一緒に気軽にスポーツに親しみ、楽しめる機会づくりや環境づくりを推進します。

- 市立の各種ホール・施設について、安全の確保や利便性の向上、バリアフリー化の一層の促進を図ることや、視覚障がい者等の読書環境の充実等、障がいのある人に配慮した環境整備を進めます。
- 長居障がい者スポーツセンターの老朽化の現状、新たな障がい者スポーツや多様化するニーズを踏まえ、ソフト・ハード両面の機能強化を図るために、建替えに向け、取組を進めてまいります。

ウ スポーツ・文化活動の推進

- 国際競技大会または全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を取ることができるように、スポーツ技術の向上を図るため、競技団体の育成を図り、各種スポーツ大会の開催や選手の派遣を行います。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を契機にトップアスリートへの支援に努めます。
- 舞洲障がい者スポーツセンターでは、ボッチャ競技のナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設として指定を受けており、障がい者スポーツのさらなる発展を図る観点から、東京 2020 パラリンピック競技大会への貢献はもとより競技力の向上に努めます。
- 障がいのある人が心豊かな地域生活が送れるよう、身近な地域におけるスポーツ活動や芸術・文化活動を推進します。

(2) 地域での交流の推進

- 障がいの有無にかかわらず誰もが地域生活を営む中で交流し、相互理解を深めることで、地域での共生がより一層進んでいく好循環を生み出していくように支援します。

第3章 地域生活への移行のために

1 施設入所者の地域移行

現状と課題

障がいのある人やそのご家族などが、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、相談支援体制や福祉サービスなどの地域生活を支援する体制の充実が必要です。

併せて、障がいのある人もない人も人格と個性を尊重しあいながら地域で共に生き、共に支えあう社会の実現に向けた取組も重要です。

また、施設入所支援については真に必要な人への支援とし、施設入所を希望されても可能な限り地域で生活を継続することができるよう、地域において適切なサービスに繋がるような支援を行う必要があります。

障がいのある人が適切な支援がないことにより、本人の意に反して長期にわたり福祉施設等での入所生活を余儀なくされることは「人権侵害」であるとの認識に立ち、本人の意向を十分に尊重しながら、安心して地域での自立生活に移行できるよう取組を推進していく必要があります。

取組の推進にあたっては、障がいのある人が不安なく施設から地域生活に移行できるよう、また可能な限り施設に入所することなく地域で安心して生活し続けられるよう、地域移行や地域定着の支援の充実を図る必要があります。

地域移行や地域定着の支援とは、単に「施設から地域に生活の場を移すだけの支援」というものではなく、「施設での生活から自らが望む暮らし方をつくりあげる支援」すなわち「一人ひとりの地域における生活づくりの支援」であり、障がいの種別や程度、状態にかかわらず、本人の意向を十分に尊重しながら進めることができます。

大阪市ではこれまで、「地域移行支援の推進」「地域定着支援の推進」「施設入所への対応」の3つの課題を踏まえ、施設から地域生活への移行の促進に取り組んできました。

第5期大阪市障がい福祉計画では、施設入所者の地域移行者数を目標数値として設定しており、国の基本指針において「2016（平成28）年度末の施設入所者数の9%以上」を目標数値とするよう示されました。大阪市においては、2016（平成28）年度末の施設入所者数（1,348人）の9%（122人）に、第4期計画における未達成者（32人）を加えた154人を目標としました。2020（令和2）年度末見込の地域移行者数は131人（達成率85.1%）であり、目標値に達していないため、より一層、地域生活への移行の推進が必要です。

2019（令和元）年度大阪市障がい者等基礎調査によると、施設入所者の入所している期間については、5年未満が17.2%、5年以上10年未満が10.7%、10年以上が69.8%となっており、長期にわたり施設で生活している人が多くなっています。

施設での生活が長期化することにより、本人や家族に対する地域生活に移行することへの不安解消や意欲の喚起について、時間をかけてきめ細かな支援を行うことが必要となります。

地域生活への移行を進めるには、まず、本人の地域生活への移行に向けた意識の形成が重要となります。そのため、本人や家族に対して、地域生活に関する情報提供や不安の解消に取り組むなど、地域移行の支援に至るまでの様々な取組を通じて「施設入所者の地域生活への移行に向けた意識づくり」を進める必要があります。

「地域生活への移行を支援する仕組みづくり」については、本人のニーズに沿った地域生活への支援ができるよう、相談支援事業者、入所施設、各関係機関が連携して支援を行う必要があります。

しかしながら、現状では地域移行支援に係る報酬単価が低いことや、支援に必要な交通費が利用者の負担となっていることなどから、事業者と利用者の双方に負担が生じており、利用しづらい制度となっています。そのため、地域移行支援を利用しやすい制度に改善するよう国へ求める必要があります。

地域生活への移行後を支える「地域で暮らすための受け皿づくり」も重要です。障がいの程度にかかわらず、地域で継続して生活し続けるためには、地域生活を支えるグループ

ホーム等の住まいの確保や、日中活動の場や居宅介護等の各種サービスを提供する支援体制を整備する必要があります。

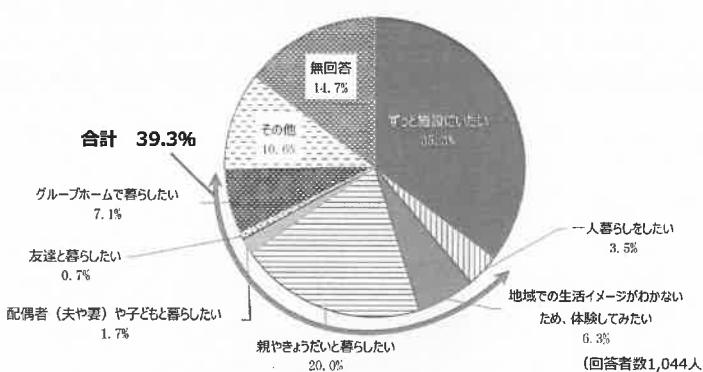
大阪市外の施設にも、大阪市から障がいのある人が多く入所していることから、その実態や意向の把握に努める必要があります。また、障がい児入所施設に入所している児童が18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、支援体制の充実を図るとともに、地域生活への移行を進める必要があります。さらに、行動障がい・重度重複障がい等の地域移行が困難な人に対する支援も必要です。

矯正施設¹⁸等を退所した障がいのある人に対する支援については、地域生活への移行の支援だけではなく、移行後に社会的に孤立してしまわないよう、地域で安心して生活し続けられるような支援が必要です。

施設入所者数については、第5期計画では、国の基本指針において「2016（平成28）年度末の施設入所者数の2%以上削減」を目標数値とするよう示されました。大阪市においては、2016（平成28）年度末の施設入所者数（1,348人）の2%（27人）を削減することとし、1,321人を目標としました。2020（令和2）年3月末見込の施設入所者数は1,287人（約4.5%削減）となっており、第5期計画の目標数を現時点で達成していますが、引き続き取組を進める必要があります。

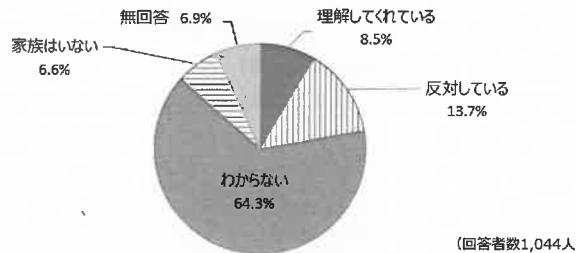
¹⁸ 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院のこと。「障害者総合支援法」に基づく地域移行支援の対象となっています。

○ 地域移行したいと思うか【単一回答】(施設入所者用調査票)



「親やきょうだいと暮らしたい」「一人暮らしをしたい」など、地域で暮らしたいと思っている方が39.3%おられ、本人の意向を十分に尊重しながら、地域移行の取組を進めていく必要があります。

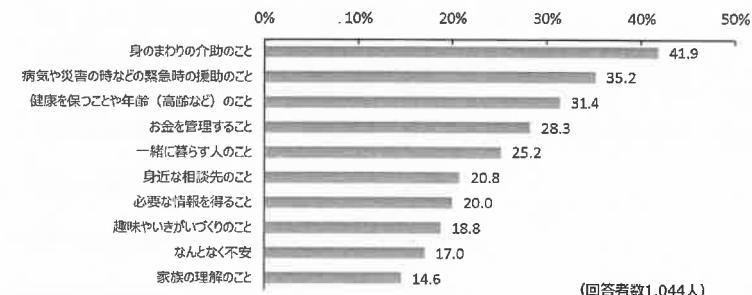
○ 地域移行に関する家族の理解【單一回答】(施設入所者用調査票)



「わからない」と回答された方が6割もおられ、地域生活への移行に関して家族と話し合う機会が少ないのでないかと考えられます。本人の意向について家族と共有しながら進めていくことが大切であり、家族に対して情報提供などの働きかけを進めていく必要があります。

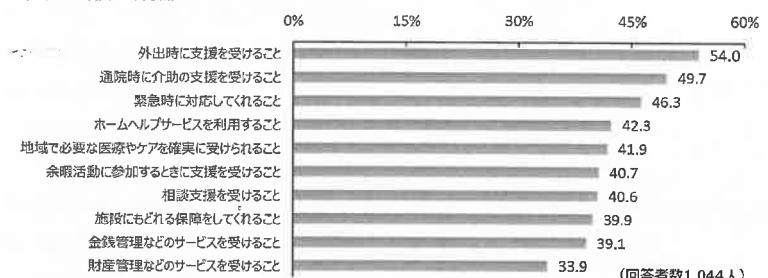
○ 地域移行で不安に思うこと【複数回答】(施設入所者用調査票)

(上位 10 項目のみ掲載)



○ 地域移行して必要と思うこと【複数回答】（施設入所者用調査票）

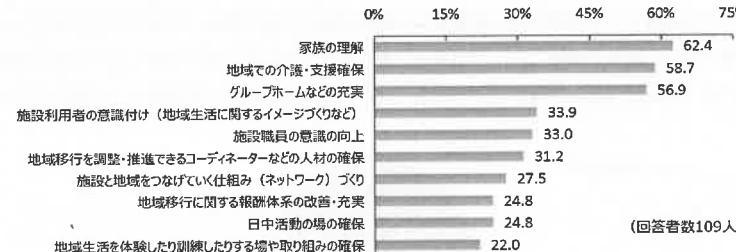
(上位 10 項目のみ掲載)



地域移行で不安に思うことでは、「身のまわりの介助のこと」「病気や災害の時などの緊急時の援助のこと」「健康を保つことや年齢（高齢など）のこと」と回答された方が多数おられます。また、地域移行して必要と思うことでは、「外出時に支援を受けること」「通院時に介助の支援を受けること」「緊急時に対応してくれること」と回答された方が多数おられ、地域生活を支えるサービス基盤の確保と支援体制の充実が求められています。

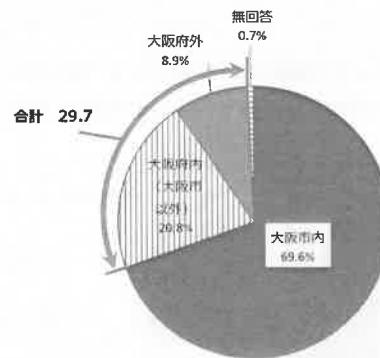
○ 地域移行を進めるうえでの課題【複数回答】(入所施設管理者用調査票)

(上位 10 項目のみ掲載)



入所施設管理者が地域移行を進めるうえでの課題と思うことでは、「家族の理解」「地域での介護・支援確保」「グループホームなどの充実」「施設職員の意識の向上」と回答された方が多数おられ、そうしたことへの取組を進める必要があります。

○ 入所施設の所在地【唯一回答】（施設入所者用調査票）



施設入所者の 29.7%の方が大阪市外の施設で暮らしています。遠方の入所施設への支援にあたっては、訪問に時間がかかることや交通費の負担などの課題があり、大阪市外の施設に入所されている方への支援のあり方は、地域移行を進めるうえでの大きな課題となっています。

Digitized by srujanika@gmail.com

(課題)

① 施設入所者の地域生活への移行に向けた意識づくり

- ・ ア 施設入所者への働きかけ
 - イ 家族への働きかけ
 - ウ 地域移行に係る啓発

② 地域生活への移行を支援する仕組みづくり

- ア 入所施設と相談支援事
 - イ 地域移行支援の推進
 - ウ 相談支援事業者の量的

工 障がい児入所施設に入所している児童の 18 歳以降の支援や市外施設の入所者に対する取組

③ 地域で暮らすための受け皿づくり

- ア 地域での受け皿の確保
 - イ 地域生活の支援に向けたネットワークの構築
 - ウ 地域における相談支援サービスの充実
 - エ 地域移行困難者に対する支援
 - オ 地域生活を続けるための支援

施策の方向性

(1) 施設入所者の地域生活への移行に向けた意識づくり

ア 施設入所者への働きかけ

- ・ 地域移行を進めるためには、地域生活に関する情報提供や不安の解消など、地域移行の支援の前段階における取組を通じた意識づくりが必要であることから、障がいの程度にかかわらず施設入所者の状況や生活に関する意向について把握に努め、必要に応じた働きかけができる仕組みを構築していきます。
 - ・ 地域移行の推進に向け、入所施設等と連携し、本人の意向を十分に尊重しながら、地

域生活の不安軽減に向けた情報提供等に取り組みます。また、必要に応じ、入所施設から地域生活へ移行した障がい当事者の助言やアドバイスを活用するなどにより、地域生活への不安解消に取り組みます。

- ・入所施設において、地域との交流を行うとともに、地域生活への移行に向けた支援を進めるように働きかけます。

イ 家族への働きかけ

- ・地域生活への移行や、地域移行後の地域定着について、家族の不安を軽減するため、入所施設等と連携して地域生活に関する情報提供等に取り組みます。

ウ 地域移行に係る啓発

- ・地域移行を推進していくためには、地域の福祉サービス事業者や入所施設、関係機関の連携のもとに、地域移行に関する理解の促進など認識の共有化が必要であるため、区地域自立支援協議会の活用等を含め、研修や啓発活動などに取り組みます。
- ・入所施設による地域移行への取組が重要であるため、施設職員に対する研修や啓発活動などに取り組みます。

(2) 地域生活への移行を支援する仕組みづくり

ア 入所施設と相談支援事業者の連携の強化

- ・相談支援事業者が地域移行希望者のニーズや状態像を把握しながら、的確な支援を行う必要があることから、入所施設から相談支援事業者へと円滑な引継ぎが行われるよう、必要に応じて、区障がい者基幹相談支援センターが地域移行に係るコードィネートを行い、入所施設と相談支援事業者の連携の強化を図ります。

イ 地域移行支援の推進

- ・施設入所者が地域移行を希望した後は、相談支援事業者が地域移行に向けた個別支援計画を策定し、本人の地域生活のイメージを作るために、体験的な外出や地域生

活の場の見学、障がい当事者との交流、体験宿泊等の取組を進めます。

- ・地域移行支援の実施にあたっては、入所施設が遠方にあることが多く、訪問に時間がかかることや交通費が必要となること、また障がい福祉サービスの体験利用についても制限があることから、適切なサービス提供が行えるよう、国に対して制度や報酬の見直しなどの必要な改善について働きかけながら、推進を図ります。

ウ 相談支援事業者の量的・質的な確保

- ・地域移行支援の活用が促進されるよう、相談支援事業者の量的・質的な確保に努めます。また、相談支援事業者に対しては、地域移行が円滑に進むよう、地域移行支援に関する研修について取組を進めていきます。

エ 障がい児入所施設に入所している児童の18歳以降の支援や市外施設の入所者に対する取組

- ・障がい児入所施設に入所している18歳を迎える児童や、市外施設への入所者について、地域移行を進めるとともに、適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、必要な支援のあり方について検討し、支援体制の充実を図ります。

(3) 地域で暮らすための受け皿づくり

ア 地域での受け皿の確保

- ・地域生活への移行を促進し、住み慣れた地域で生活し続けるためには、地域生活を支えるグループホーム等の住まいの確保や、日中活動の場や居宅介護等の各種サービスを提供する支援体制が必要となることから、地域における受け皿の十分な確保に努めます。
- ・特に、住まいの場として重要な役割を担うグループホームの確保に向けて、設置助成事業や市営住宅の活用を行うとともに、国に対して制度の見直し等を要望し、設置の促進に努めます。また、一人暮らしを希望する人に対しては入居契約手続等の支援に努めます。

- ・居宅介護、重度訪問介護事業や行動援護等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービス等については、必要なサービスが確保できるよう、国に対して制度の見直しや十分な財源が確保できるよう要望していきます。
- ・地域で共に住民として生活することができる社会の実現に向け、市民の理解を深めるための啓発・広報活動の推進に取り組みます。

イ 地域生活の支援に向けたネットワークの構築

- ・地域移行後の生活を継続的に支えていくためには、各種サービス提供事業者等の関係支援機関が連携して支援を行うことが重要であることから、区障がい者基幹相談支援センターが中心となり、区保健福祉センターと地域の事業所等とのネットワークの構築を図り、切れ目のない支援を進めます。

ウ 地域における相談支援サービスの充実

- ・相談支援事業者が、常時の連絡体制を確保し、地域の事業所や関係機関等と連携し、緊急時の相談等に適切に対応することにより、地域での安心した生活が継続できるよう、地域定着支援の活用促進に努めます。
- ・地域移行後に一人暮らしを希望する人に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応を行う自立生活援助の円滑な実施に努めます。

エ 地域移行困難者に対する支援

- ・行動障がいや重度重複障がい等の地域移行が困難な人にも対応した地域生活支援の体制を構築していくために、行動障がい・重度障がいのある人の受入れが可能なグループホームの確保や、専門分野別の研修に取り組むなど、その支援体制や連携体制のあり方を検討していきます。
- ・また、矯正施設等を退所した人に対する支援についても地域生活定着支援センター等と連携して対応を進めています。

オ 地域生活を続けるための支援

- ・地域移行を進める一方で、新たに施設へ入所される方もおられることから、施設入所が真に必要な人への支援となるよう、可能な限り地域での生活継続に向けて支援することを基本とし、区障がい者基幹相談支援センターが中心となり、区保健福祉センターと地域の事業所等が連携しながら各種サービスにつなげていけるような仕組みを構築します。

2 入院中の精神障がいのある人の地域移行

現状と課題

1997（平成9）年に大和川病院事件で精神障がいのある人の人権侵害にかかわる事件が発生して、その一因として社会的入院が問題となりました。1999（平成11）年3月19日大阪府精神保健福祉審議会「大阪府障害保健福祉圏域における精神障害者の生活支援施策の方向とシステムづくりについて」の答申で、「社会的入院は、精神障がい者に対する人権侵害として考慮されなければならない。」と示されており、大阪市としては、この答申と認識を一にし、取組を進めてきました。また、「障害者権利条約」に基づく権利擁護の観点も踏まえ、精神障がい者の権利擁護の推進を図る必要があります。

大阪市では、精神障がいのある人への理解の不足や偏見から、地域で生活するための住まいの確保など受け皿の整備が遅れてきたことについて、社会全体の問題として捉え、社会的入院を解消するための取組として、2002（平成14）年度から、精神科病院からの地域移行の支援の仕組みとして、独自で地域生活移行支援事業を開始しました。

こころの健康センターを窓口として、精神科病院と調整・連携しながら、委託機関である地域活動支援センター（生活支援型）の支援者が、入院している病院に直接訪問し、地域移行希望者に外出支援や社会資源見学等をしながら、地域移行をめざしてきました。

2008（平成20）年度から「精神障がい者地域移行・地域定着支援事業」が実施され、ピアソーターによる地域での生活情報提供、入院者との交流を図るピアサポート事業、地域体制整備コーディネーターの配置、安心した地域移行を果たすための体験宿泊推進事業等を実施し地域移行を推進してきました。

2012（平成24）年度には、「障害者自立支援法」の改正により地域移行支援や地域定着支援が個別給付化され、相談支援事業者が地域移行支援、地域定着支援を行うとともに、各区精神保健福祉相談員が相談窓口となり地域移行支援に取り組んでいます。

第5期大阪市障がい福祉計画（2018（平成30）年度～2020（令和2）年度）では、2016（平成28）年度の精神科在院患者調査を元に、入院後3か月時点での退院者の割合を69%

以上、入院1年時点での退院者の割合を90%以上、2016（平成28）年度時点での長期入院者（入院1年以上）数2,253人を192人減らす（目標値2,061人）という目標数値としました。

2019（令和元）年度の実績では、入院後3か月時点での退院者の割合は63.4%、入院1年時点での退院者の割合は89.8%、長期在院者数は1,903人となっています。

また、第5期計画においては、地域移行支援による地域移行目標数を、毎年20人とし、2018（平成30）年度～2020（令和2）年度の3年間で60人の地域移行を目標としています。

2018（平成30）年度末までの実績は17人で、達成率は28.3%と目標数値と比較すると低い状況にあり、今後、地域移行を促進するための取組について再考が必要です。

なお、2002（平成14）年度～2018（平成30）年度末で、地域移行された方は、245人で年平均14.4人となっています。

病院での生活が長期化することにより、本人や家族に対する地域生活へ移行することへの不安解消や意欲の喚起について、きめ細かな支援を行うことが必要となります。

また、年齢区分では、65歳以上の方が概ね50%となり、高齢化も課題となっています。さらに、これまでの地域移行対象者には、精神障がいに加え、知的障がい、高次脳機能障がい、発達障がい、難病等々の障がいを併せもっている方もおられます。

これらの課題を受け止め、支援機関は、地域移行支援を行うために、対象者の意向を中心し、病院職員や市関係部署等と共に共通認識が図れるように連携を図り、ケアマネジメント機能を発揮して、ていねいな支援を行っています。

こころの健康センターでは、支援関係者へスキルアップのための研修を実施しているところですが、支援力の担保のためには、継続的に研修する必要があります。

地域移行後の地域定着のためには、サービス基盤の確保・充実を図るとともに、大阪市のような都市部においては、多職種チームによる支援が重要と考えています。そのため、市内の精神科診療所や訪問看護ステーション及び地域支援関係者と協働しながら連携し

ていく必要があります。

こころの健康センターと各区精神保健福祉相談員、精神科病院、相談支援事業者、地域活動支援センター（生活支援型）等が連携し、これまでに蓄積してきたノウハウを生かしつつ、精神障がいのある人の地域移行・地域定着に向けてどのように取り組んでいくかが課題です。

2010（平成22）年度からこころの健康センターでは、「精神障がい者地域移行生活支援事業検討会議」を設置して事業の推進を図ってきました。「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、「保健・医療・福祉関係者による協議の場」において、退院促進等の課題や具体的方策について医療機関や支援機関と継続的に検討を重ねていく必要があります。

地域移行とは、単に生活の場所が病院から地域に変わることだけでなく、自ら選択した地域で生活するために、必要なサービスや資源を利用し、安心した地域生活を送ることを確保し、障がいのある人が、地域社会の一員として地域とのつながりを持ちながら豊かに暮らしていくことです。

さらに、大阪市内に精神科病院が極端に少ないという地域特性から、地域生活移行支援にあたっては市外の精神科病院へ訪問し、大阪市内まで移動して外出・外泊支援を行い、継続的な取組ができるよう地域特性に応じた支援制度を国にも提言、要望をしていく必要があります。

（課題）

- ① 精神科病院との連携
 - ② 地域活動支援センター（生活支援型）等との連携
 - ③ 精神科病院入院者への働きかけ・支援
 - ④ 地域住民への理解のための啓発
 - ⑤ 家族への働きかけ・支援
 - ⑥ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ア 地域での受け皿の確保

イ 各区精神保健福祉相談員に対する技術支援

ウ 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

施策の方向性

（1）精神科病院との連携

- ・ こころの健康センターは、精神科病院に地域生活移行支援事業の周知や病院職員への啓発を引き続き行います。
- ・ 各区精神保健福祉相談員が行う事前面接に同行し、各精神科病院（退院後生活環境相談員など病院職員）と顔の見える関係をつくりながら、地域移行利用者を増やすために積極的に取り組んでいきます。
- ・ また、大阪市民の多くが大阪市外の精神科病院に入院していることから、精神科病院との連携を図るために、こころの健康センターがコーディネーターの役割を果たし、広域的に大阪府とも連携しながら地域移行を推進していきます。

（2）地域活動支援センター（生活支援型）等との連携

- ・ 大阪市では、地域活動支援センター（生活支援型）の支援者が、病院に直接訪問し、地域移行希望者に外出支援や地域の事業所の見学等をしながら、地域移行をめざし実績をあげてきた経過があります。今後はこころの健康センターと地域活動支援センター（生活支援型）がともに技術支援を行うとともに支援体制の強化に向けた検討を行い、各区精神保健福祉相談員と連携し、障がい福祉サービス事業者等の地域の支援機関とも協働していきます。

（3）精神科病院入院者への働きかけ・支援

- ・ こころの健康センターは、大阪府との連携のもと、1年以上の長期入院者のうち寛解・院内寛解している方に対して、退院に向けた支援に繋ぐことができるよう、積極的に精神科病院を訪問し、対象者への面談・支援を実施していきます。
- ・ 入院中の対象者への働きかけ及び精神科病院に対する啓発として、ピアソーター

を中心に精神科病院への訪問による地域の生活情報提供を実施するとともに、地域において入院中の対象者との交流を図る働きかけを実施していきます。

- ・ピアサポーターによる働きかけは入院中の対象者に退院への意欲を向上させるとともに、精神科病院関係者の啓発としても重要であり、今後も継続的に実施していきます。
- ・一方、新たに長期入院者を増加させないよう、可能な限り入院早期から関係部署と連携しながら、対象者に対し働きかけを行い、退院支援や地域移行に取り組んでいきます。
- ・また、生活保護受給の長期入院者については各区の関係部署と連携し入院状況を把握し、地域移行に取り組んでいきます。

(4) 地域住民への理解のための啓発

- ・市民講座など様々な機会をとらえ、各区で市民啓発に取り組むことで精神科病院へ長期入院している人への事情や支援の取組の理解を図っていくとともに、共に生きる地域の大切さを伝えていきます。
- ・また、ピアサポーターによる啓発は、精神障がいのある人の地域生活の正しい理解に重要な役割を果たしており、今後も継続して実施していきます。

(5) 家族への働きかけ・支援

- ・高齢化の進展などによる家族の経済的な問題のほか、住まいの問題など対象者と家族を取り巻く様々な課題があり、地域移行・地域定着に向けて、家族が安心できるよう、地域生活に関する情報提供や、各区精神保健福祉相談員が行う相談及び家族教室の充実に向けて取り組みます。

(6) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 地域での受け皿の確保

- ・地域生活への移行を促進するためには、地域生活を支えるグループホーム等の住まいの確保や、日中活動の場や居宅介護等の各種サービスを提供する支援体制が必要となることから、地域における受け皿の十分な確保に努めます。

イ 各区精神保健福祉相談員に対する技術支援

- ・ここでの健康センターは、コーディネーター機能を果たし、各区精神保健福祉相談員に技術支援を行います。
- ・また、支援関係者の支援力の担保とともに支援者の拡大のために、継続的にスキルアップのための研修を実施していきます。

ウ 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

- ・当事者本人の主体的な自己決定のもと、地域移行後の生活を円滑に営み続けるためには、必要な福祉サービスを受けながら適切な医療を受けられるよう、地域支援関係者、精神科診療所、訪問看護ステーションなど多職種チームによる支援は重要です。保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、地域自立支援協議会との連携を図りながら、当事者本人が安定した地域生活が継続して送れるよう支援していきます。